

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 9 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25420625

研究課題名(和文) 環境権・景観権の確立と景観計画への応用に関する国際比較研究

研究課題名(英文) International Study on the Human Right to Environment and Landscape Planning

研究代表者

宮脇 勝 (Miyawaki, Masaru)

名古屋大学・環境学研究科・准教授

研究者番号：30280845

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：日本でまだ規定がない環境権であるが、東日本大震災の原発事故でふるさとを喪失した人が8万人に及ぶことから、環境権自体を国際研究の対象とした。そこで、改めて人権として環境権が認識されている海外の調査を行った。

そこでわかったことは、環境権とは、1)環境情報を知る権利、2)環境に関わる計画決定に参加する権利、3)裁判を求める権利の3つから成ることであり、日本で参照すべきである。

日本においては、2011年の原発事故で広がった環境汚染により、ふるさとの風景が日常生活から奪われたため、全国で訴訟が始まったが、ふるさとの概念の中に景観が含まれていることや補償に関わる諸課題が本研究で明らかとなった。

研究成果の概要(英文)：This international study was focused on the human right to environment that isn't established in Japan but that is very important to know in the case of the lost hometown of 80,000 inhabitants by the disaster of nuclear power plants in east Japan. So every countries which have their human right to environment in their constitutions were collected to compare.

This study concluded that the components of human right to environment is consisted by the following three points; 1)right to know the environmental information, 2)right to participation in the decision making, 3)right to access the judgment.

This study also concluded that landscape is mainly included in the concept of environment of hometown by the analyses from the judgements for the environmental lawsuits after the nuclear power plants accident in 2011.

研究分野：景観

キーワード：環境権 景観権 欧州 ランドスケープ 景観法 景観計画 環境アセスメント 国際

### 1. 研究開始当初の背景

日本でまだ規定がない「環境権」であるが、東日本大震災の原発事故でふるさとを喪失した人が 8 万人に及ぶことから、「環境権」自体を国際研究の対象とした。そこで、改めて人権としての「環境権」が認識されている海外の調査を行った。

また、日本においては、2011 年の原発事故で広がった環境汚染により、ふるさとの風景が日常生活から奪われたため、全国で訴訟が始まった。この際、環境そのものである「ふるさと」の概念の中に「景観」が含まれていることや、その補償に関わる諸課題が出ていることを背景に、ふるさとの概念と景観の概念の重なり、そして「環境権」と「景観権」の重なりを明らかにする必要があると考えた。

### 2. 研究の目的

そこで、「環境権」と「景観権」という公共的概念並びに基本的人権について、日本において司法・行政の場で確立されていない。「環境権」は、日本の高度成長期の公害問題を受けても確立できなかった難問であるが、近年、原発事故によってふるさとを失った人々がそれまでの生活環境及び景観を失ったことから、改めて環境及び景観の公共性、その基本的人権としての研究が必要な状況にあると考えた。そこで、戦後の欧州各国で見られた環境権及び景観権の確立と現状を調査した上で、現代日本の再生に活かせるように、環境・景観計画において、市民の環境を知る権利をベースにした景観計画立案に反映させる手法の研究、並びに、日本経済に効果が期待されている再生可能エネルギー施設導入の際の景観計画の策定に应用することを本研究の目的とする。

### 3. 研究の方法

2000 年から始まった「欧州景観条約 (European Landscape Convention、40 力国調印)」は、世界で初めて「景観権」を前文に位

置づけ、「景観は、個人および社会福祉の鍵」であり、「すべての人々の権利」との関係性を言及した。ここでいう「景観権」は、「環境権」の一部である。

本研究者は、日本人でただ一人、「欧州景観条約」の公式行事 (2010) 及び、国際会議 (2012 年ギリシャにて参加、2014 年トルコにて招聘講演) に参加し、近年の日本の景観行政の取り組み、東日本大震災の影響を発表した。国際会議の場では、各国の景観哲学、景観政策、市民参加の促進及び情報の共有と周知ツールの開発、新エネルギー政策の発表内容等から欧州の動向調査を行ってきた。

これらの国際機会を通じて、主催者である欧州評議会の専門家、各国の政府関係者、学識経験者との人的ネットワークを形成し、本研究に関わる情報収集を主な研究方法としている。特に欧州景観条約の担当ディレクターは、「環境権」と「景観権」の法律の専門家であり、欧州全体レベルの研究支援を得ることを主な手段とした。

一方で、福島原発事故によって生じた避難指示区域における被害に対する訴訟を調べた中で、「景観権」に密接に関わっていると考えられる「ふるさとの喪失」に相当する訴訟に注目した。この訴訟の中で、ふるさとの概念に含まれる景観の意味を調査した。

そして、環境権を具体化するためにできる現在の制度に、環境アセスメント制度と景観計画制度がある。しかし、日本の環境アセスメント制度は国際的に見ると進んでいるとは言いがたい。そこで、海外におけるモデルケースを研究し、日本での応用研究を試みた。そのうち、高層建造物の視覚的影響をアセスメントするための基礎的なデータと調査方法を確立することができた。また、この視覚的影響アセスメントを考慮した景観計画の策定も、東京タワーのような具体的な事例を用いて研究した。

### 4. 研究成果

日本でまだ確立されていない「環境権」であるが、改めて人権として環境権が必要であると考えられ、海外の環境権の調査をこれまで行ってきた。

海外調査でわかった「環境権」とは、1)環境情報を知る権利、2)環境に関わる計画決定に参加する権利、3)裁判を求める権利の3つから成ることであり、日本で参照すべきである。また、欧州ランドスケープ条約の調査から、「風景権」とは、その条約の前文にある通り、「景観は、個人および社会福祉の鍵となる要素の一つであり、景観の保護、管理、計画は、すべての人々の権利であり、責務である」ことを基礎に、施策が講じられていることがわかった。

しかし、これまでの調査では、「環境権」を明記した欧州の国々（ポルトガル、スペイン、ベルギー、トルコなど）でも、憲法上の規定に留まっただけで、具体的な法律の定義や訴訟に用いられた形跡が確認できなかった。ただし、環境権を実施するためには、個別の法律の他に、環境情報を予め収集する観察センターが必要で、市民に向けた情報提供サービスが不可欠であることがわかった。一方、環境権を明記したタイでは、公害裁判の訴訟に用いた事例が見つかったことから、環境権の実務的な可能性が残されていると考えられるので、継続的な調査が必要と考える。

日本においては、2011年の原発事故で広がった環境汚染により、ふるさとの風景が日常生活から奪われたため、全国で訴訟が既に始まっている。19の弁護士による情報開示内容から調査した結果、こうした訴訟の中で、ふるさとの意味が問われ、ふるさとの概念の中に景観が含まれていることがわかり、この場合のふるさとの景観の具体的には、「土地」「コミュニティ」「教育」「自然」「墓」「伝統文化」に分類できる結果となった。

このようなふるさとの景観の喪失による問題が日本で生じたことを背景に、全国どの地

域においても、ふるさとの景観は存在することから、精神的に健康であるためには、景観が人々の暮らしの中で欠くことのできない重要な環境であると捉えることができる。そうしたふるさとの概念を含む景観情報を扱う景観観察センターが、海外でどのような活動内容、地図情報、写真情報を有しているかについて、詳細な調査を行う必要性が出てきている。こうした情報は、災害の後では収集することが困難なものであるから、日頃よりデータでストックすべきものである。

しかし、景観の分野から、このようなふるさとの景観情報の観察センターの重要性に焦点を当てた研究指摘はこれまで見られないので、今後の課題であることがわかった。原発事故のみならず、各地で多発する自然災害も踏まえ、日本の一般的な問題として、周囲の安全性を含む環境情報の共有が重要性を増している。

本研究成果発表として海外で公表した論文は、「Masaru Miyawaki, The destruction of "lifescape" and the human right to landscape: the case of 2011 great disaster in East Japan, Defining Landscape Democracy International Conference, UNISCAPE, 査読有り, 2015年」にて、日本の原発事故において、環境権や景観権が奪われた現状について発表し、欧州各国の専門家から、様々な意見を受けた。

しかし、日本において直ちに環境権を確立するような憲法改正や法律の制定に結びつく動きがあるわけではない状況である。今後に向けて、本研究の成果から言えることは、環境権の柱の一つである環境情報を知る権利を実行するために、ふるさとの景観情報を共有するシステムや、市民啓発のための景観観察センター、過去と現在の写真比較分析による観察手法の開発を日頃から普及しておくことが急務であると考えられる。このような環境権の観点から、日本における環境や景観の観

察センターの設置が今後の課題であることがわかった。

一方、本研究により、海外の環境アセスメント制度を調査し、日本での応用を試みるため、高層建造物の視覚的影響をアセスメントするための基礎的なデータと調査方法を確立することができた。その研究成果が、宮脇勝、藤原磨名夢、東京スカイツリーの眺望と視覚的影響アセスメントに関する研究、- 理論上の可視域ZTV と視覚的影響ゾーンZVI の距離に着目して -、日本都市計画学会論文集、2014年、宮脇勝、岩田純、超高層建造物の高さに応じた視覚的影響の及ぶ範囲ZVIの推計モデルに関する研究 -風の塔(96m)、千葉ポートタワー(129m)、千葉火力発電所煙突(203m)、横浜ランドマークタワー(299m)の評価-、日本都市計画学会論文集、2015年である。

さらに、国際的な指標を用いて、総合的な持続可能性アセスメント方法を明らかにした論文として、「Masaru Miyawaki, Soujanya Tenkayala, Towards the Sustainability Assessment: A Case Study of International Indicators and the Trial Assessments of Kashiwa-no-ha Plans in Japan, International Journal, City Safe Energy, Le Penseur Publisher, 2014」を発表した。

これらにより、環境アセスメントの技術的な進展を行政に活かすことを期待している。

そして、東京タワー周辺の視覚的影響の調査を歴史的観点から行った論文である、「宮脇勝、岩田純、東京タワーから見た富士山の歴史的眺望保全に関する研究 - 東京タワーの歴史性と展望台から見た富士山への眺望景観アセスメント -、日本都市計画学会論文集2013年」の研究等を通じて、2016年に東京都港区景観計画の改定が行われ、多くの人々が東京のふるさとの景観として認識しているであろう東京タワーの周辺の眺望保全が、計画決定したことで、景観計画への応用が具体的に進展したことは、本研究の成果の中でも重

要な一歩であったと考えられる。

5. 主な発表論文等  
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 18件)

1. 宮脇勝、岩田純、東京タワーから見た富士山の歴史的眺望保全に関する研究 - 東京タワーの歴史性と展望台から見た富士山への眺望景観アセスメント -、日本都市計画学会論文集、査読有り、No.48-3、pp.1047-1052、2013年11月

2. 宮脇勝、風景権と市民参加 - 欧州ランドスケープ条約の原点 -、ランドスケープデザイン、Vol.89、査読無し、102-107、2013年

3. 宮脇勝、ヨーロッパのアーバンデザイン、ランドスケープデザイン、Vol.94、6-13、査読無し、2014年

4. 宮脇勝、パリ・マセナ地区再開発、ランドスケープデザイン、Vol.96、8-15、査読無し、2014年

5. 宮脇勝、リヨン・コンフリユアンス地区、ランドスケープデザイン、Vol.96、16-19、査読無し、2014年

6. 宮脇勝、ハンブルグ・ハーフェンシティ、ランドスケープデザイン、Vol.96、20-25、査読無し、2014年

7. Masaru Miyawaki, Landscape policy, economic influences and problems of the human right to landscape in Japan, 15th workshop of European Landscape Convention, 査読無し, Turkey, pp.1-5, 2014

8. Masaru Miyawaki, Soujanya Tenkayala, Towards the Sustainability Assessment: A Case Study of International Indicators and the Trial Assessments of Kashiwa-no-ha Plans in Japan, International Journal, City Safe Energy, 査読有り, ISSUE 2, Le Penseur Publisher, pp.77-90, 2014

9. 宮脇勝、ランドスケープと都市デザイン、新都市ハウジングニュース、査読無し、Vol.74、2014年
10. 宮脇勝、藤原磨名夢、東京スカイツリーの眺望と視覚的影響アセスメントに関する研究、- 理論上の可視域ZTV と視覚的影響ゾーン ZVI の距離に着目して -、日本都市計画学会論文集、査読有り、No.49-3、pp.747-752、2014年11月
11. 小林駿司、宮脇勝、鴨川市大山千枚田の風景保全のための意識と課題に関する研究 - 大山千枚田保存会、農業従事者、行政の風景資源価値と資金に関する意識調査-、日本都市計画学会論文集、査読有り、No.49-1、pp.77-82、2014年4月
12. 圓道寺ゆみ、宮脇勝、規制緩和に伴う河川沿いの占用と利用に関する研究 -水都大阪官民一体事業の特徴と利用状況に着目して-、日本都市計画学会論文集、査読有り、No.49-1、pp.33-40、2014年4月
13. 宮脇勝、唐 圻亮、中国上海市における外国人居留地の歴史的景観キャラクタライゼーションに関する研究 -イギリス人居留地を対象として-、日本都市計画学会論文集、査読有り、No.49-1、2014年4月、pp.25-32
14. 宮脇勝、ロンドン・オリンピックにおけるマスタープランの重要性、Landscape Design、マルモ出版、no.101、査読無し、2015、pp.48-53
15. 宮脇勝、再び島にもどるモン・サンミッシェル、Landscape Design、マルモ出版、no.103、査読無し、2015、pp.70-75
16. 宮脇勝、岩田 純、超高層建造物の高さに応じた視覚的影響の及ぶ範囲ZVIの推計モデルに関する研究 -風の塔(96m)、千葉ポートタワー(129m)、千葉火力発電所煙突(203m)、横浜ランドマークタワー(299m)の評価-、日本都市計画学会論文集、査読有り、No.50-3、2015年、1122-1129
17. Masaru Miyawaki、The destruction of “lifescape” and the human right to landscape: the case of 2011 great disaster in East Japan, Defining Landscape Democracy International Conference, UNISCAPE, 査読有り、1、2015、1-2
18. 山下 尚行、清水 裕之、宮脇勝、池泉回遊式庭園における景観特性と維持管理に関する研究：名古屋市白鳥庭園を対象として、日本建築学会東海支部研究報告集、査読無し、54、2016年、501-504
- 〔学会発表〕(計 5件)
1. 宮脇勝、岩田純、東京タワーから見た富士山の歴史的眺望保全に関する研究 -東京タワーの歴史性と展望台から見た富士山への眺望景観アセスメント-、日本都市計画学会第48回学術論文発表会、2013年11月10日、法政大学市ヶ谷田町校舎
2. 宮脇勝、藤原磨名夢、東京スカイツリーの眺望と視覚的影響アセスメントに関する研究、- 理論上の可視域ZTV と視覚的影響ゾーン ZVI の距離に着目して -、日本都市計画学会第49回学術論文発表会、2014年11月16日、近畿大学工学部広島キャンパス
3. 宮脇勝、岩田 純、超高層建造物の高さに応じた視覚的影響の及ぶ範囲ZVIの推計モデルに関する研究 -風の塔(96m)、千葉ポートタワー(129m)、千葉火力発電所煙突(203m)、横浜ランドマークタワー(299m)の評価-、日本都市計画学会第50回学術論文発表会、2015年11月8日、フェニックス・シーガイア・リゾー

ト

4. Masaru Miyawaki, The destruction of “lifescape” and the human right to landscape: the case of 2011 great disaster in East Japan, UNISCAPE, 2015年6月5日、Oscarsborg, Norway

5. 山下 尚行, 清水 裕之, 宮脇 勝, 池泉回遊式庭園における景観特性と維持管理に関する研究 : 名古屋市白鳥庭園を対象として, 日本建築学会東海支部発表会, 2016年2月22日, 名古屋大学

〔図書〕(計 3 件)

1. 宮脇勝, ランドスケープと都市デザイン - 風景計画のこれから -, 朝倉書店、142p. (単著)、2013 年

2. 宮脇勝, 欧州のランドスケーププランとプロジェクト、マルモ出版、74p. (単著)、2013 年

3. 宮脇勝, 第8 章 専門家による景観デザイン技術の実践 . 日本建築学会編, 『景観再考、景観からのゆたかな人間環境づくり宣言』鹿島出版会 (東京) , 97-104、2013 年

## 6 . 研究組織

(1) 研究代表者 宮脇 勝

(Miyawaki Masaru)

名古屋大学・大学院環境学研究科・准教授  
研究者番号 : 30280845